

マーケティング活動支援事業補助金

意欲のある農林漁業者が自ら取り組む農林水産物等のマーケティング活動に必要な経費の一部を支援します！

募集期間

令和 8 年 4 月 1 日から予算額に達するまで（先着順）

補助要件等

市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等が対象となります。



【上越市ホームページ】
申請書の様式など詳細は
こちらをご覧ください。

区分	補助要件		補助対象となる農産物	補助率	補助対象経費上限額	補助金上限額	
	地域	対象者					
中山間地域農業枠	販売農家※1	上越市中山間地域振興基本条例第2条第1号に定める区域※2であって、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域及び対象農用地であること	中山間地域等直接支払交付金制度の集落協定又は個別協定を締結している方	中山間地域において自ら生産した農産物等	2/3以内	30 万円	20 万円
	認定農業者、認定新規就農者					45 万円	30 万円
	農業者三者以上で構成される団体					60 万円	40 万円
一般地域農業枠	販売農家※1	中山間地域農業枠以外の地域	—	一般地域において自ら生産した農産物等	1/2以内	30 万円	15 万円
	認定農業者、認定新規就農者					40 万円	20 万円
	農業者三者以上で構成される団体					60 万円	30 万円
林業・水産業枠	林業者又は漁業者	—	—	自ら生産し、又は漁獲した林産物・水産物等	1/2以内	40 万円	20 万円
	林業者等又は漁業者等三者以上で構成される団体					60 万円	30 万円

※1 経営耕地面積 30a 以上または年間農産物販売額 50 万円以上の農業者等

※2 金谷区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区及び名立区の区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の区域を除く。）並びに市長が認める区域

販路拡大加算特例	申請する補助対象事業のコース番号 1 から 5 までに要する経費の合計額が 15 万円以上となる場合、補助金上限額に 10 万円を加算します（補助率は各区分の補助率を適用）。
----------	---

補助対象事業 複数のコースを選択可能です。

1	首都圏マルシェ出店コース	6	販売促進資材作成コース
2	商談会等出展、商談実施コース	7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース
3	販売促進イベント開催、参加コース		
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	8	広告出稿コース
		9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース
		10	マーケティング等専門家活用コース
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	11	商品ブランド力強化コース
		12	その他のマーケティング活動コース

補助対象事業の内容 複数のコースを選択可能です。

コース番号	コースの名称	補助対象事業の内容
1	首都圏マルシェ出店コース	農林漁業者が首都圏等で実施されるマルシェ（農産物直売所等）に自ら出店し、消費者等に直接販売する事業
2	商談会等出展、商談実施コース	農林漁業者が商談会、展示会等へ出展し、又は新潟県外において商談を行う事業
3	販売促進イベント開催、参加コース	上越産農林水産物等の販売促進イベントを開催し、又は参加する事業
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	上越産農林水産物等をPR・販売するウェブサイト又はインターネットショップを開設・改良する事業
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	上越産農林水産物等を販売するため、インターネット上のショッピングモール(サイト)に新規出店し、又は改良する事業
6	販売促進資材作成コース	上越産農林水産物等の販売を促進するため、チラシ、パンフレット、カタログ、上越産をPRするダンボール箱、のぼり、タペストリー等の販売促進資材を作成する事業 ※既存の販売促進資材を単に更新して作成する経費は補助対象外となります。
7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース	上越産農林水産物等をPRするウェブサイト、インターネットショップ、販売促進資材等に掲載するため、プロカメラマンによる写真撮影又は動画制作を行う事業
8	広告出稿コース	上越産農林水産物等の販売を促進するため、インターネット、新聞、雑誌、テレビ等に広告掲載を行う事業
9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース	・上越市雪中貯蔵施設ユキノハコ、民間の雪室等を活用した上越産農林水産物等の高付加価値化又は雪下野菜の生産等に取り組む事業 ・野菜等を雪室で保管し、学校給食へ出荷する事業
10	マーケティング等専門家活用コース	マーケティングの研修会の開催又は外部研修会の参加、マーケティング活動の計画の策定、マーケティング活動に関するアドバイス、販売促進資材のデザイン指導、作成その他上越産農林水産物等のマーケティング活動を進めるため、マーケティング等の専門家を活用する事業
11	商品ブランド力強化コース	・上越産農林水産物等のブランド力を強化するため、商標登録若しくは各種認証（有機JAS及びGAP認証を除く）を取得し、若しくは更新する事業 ・食味コンクールに出品する事業
12	その他のマーケティング活動コース	1から11までに掲げるコースのほか、上越産農林水産物等のマーケティング活動に取り組む事業

補助対象経費

①謝金、②人件費^{※1}、③旅費、④需用費、⑤役務費、⑥委託料、⑦広告宣伝費、⑧出展費（受講料を含む。）、⑨農林水産物等の高付加価値化に要する経費^{※2}

※1 ②人件費は、販売促進イベント等の参加に伴う販売員の臨時的な雇用（人材派遣サービスの利用を含む。）に要する経費のみ、補助対象経費となります。

※2 ⑨農林水産物等の高付加価値化に要する経費は、上記①～⑧のうち、いずれか一つ以上の補助対象経費と同時に補助対象事業を実施する場合のみ、補助対象経費となります。

ただし、学校給食で使用する雪下・雪室野菜等の生産に要する保管費用等の経費については、当該経費のみの支出であっても補助対象経費となります。

☑ のぼり旗やパンフレットを作成し、マルシェに出店したい！



1 首都圏マルシェ出店コース

6 販売促進資材作成コース

消費者に直面して販売することで、認知度の向上や、新規顧客の獲得が見込めます。

また、消費者の声を直接聞くことで、消費者がどのような商品に興味を持ち、何を求めているかを知ることができます。

商品をPRするのぼり旗や、商品の魅力を引き出すパンフレットを作成し、固定客を獲得しましょう。



首都圏マルシェ出店



販売促進資材の作成

☑ 農産物の詰め放題イベントを開催したい！



3 販売促進イベント開催、参加コース

多くの集客を見込めることから、新たなファンの獲得につながり、生産者と消費者との関わりが深くなります。

また、短時間で大量に売り込むことができることから、廃棄コストや食品ロスの削減にも効果的です。



さつまいもの詰め放題イベント

利用者の声

リピーターを獲得できた。
他の取り扱い商品の
問い合わせも増加した。

☑ 米袋を作成し、棚田米をPRしたい！



6 販売促進資材作成コース

他社との差別化により、自社のブランド力が向上します。
棚田地域の特色を取り入れたデザインにより、棚田米に興味を持っていただき、生産者と消費者の新たなつながりが生まれます。



オリジナルデザインの米袋作成

利用者の声

消費者以外の集落内からも
高評価をいただくことができた。

☑ 野菜を市内の雪室に保管し、学校給食用に出荷したい！



9 雪室等活用高付加価値化チャレンジコース

野菜を雪室に保管することで、収穫した際の鮮度を長く維持することができます。これにより、収穫時期が限られる野菜でも、長期にわたり安定して学校給食用に出荷することができます。

※市内雪室の例：ユキノハコ（安塚区）、和田雪室（安塚区）、JA えちご上越の雪室（浦川原区）など



雪中貯蔵施設
「ユキノハコ」



学校給食の一例

ポイント：学校給食用野菜等は、雪室に保管するとその費用の一部を補助します！

フォロワー募集中 農林漁業に関する情報を発信しています！



facebook アカウント
上越市農産物等販売促進実行委員会
市内農産物の販売促進に関する活動や、イベント情報、農業者向けの支援制度の情報を発信しています。

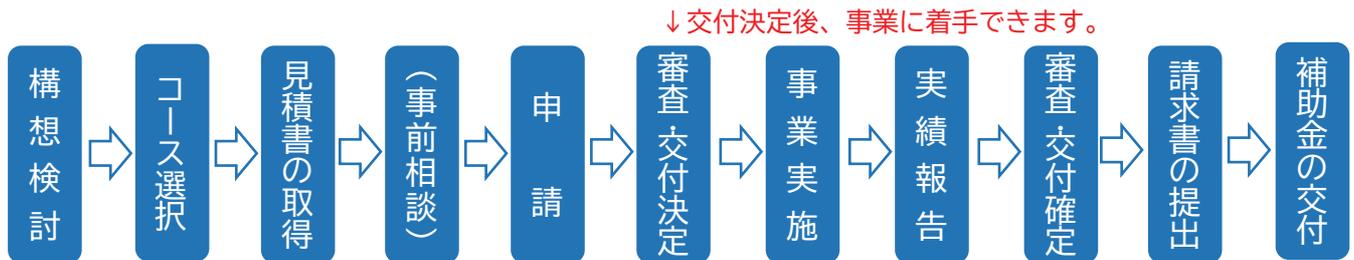


Instagram アカウント
上越市農林水産部
上越市のおいしい旬の「食」や楽しい農林漁業イベントの情報などを発信しています。

注意事項

- ・補助対象となるのは、事業着手前の取組に限ります。(事業着手後の申請はできません。)
- ・補助事業の内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。(事業変更承認申請が必要な場合があります)
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告が必要です。また、実績報告は令和9年3月31日までに証拠書類(明細付き請求書、領収書等)を添付した報告書の提出が必要です。
- ・補助金を確定する際に補助対象とされる経費は、証拠書類を備えた経費のみとなります。
- ・上越産農林水産物等のPR、販売促進を目的としたものが補助対象であり、単なる経営体のPRのための経費は、補助対象外となります。
- ・補助金の交付は、補助金上限額内であれば、同一年度内に複数の申請が可能です。
- ・事業完了から5年間については、補助対象事業にかかる販売実績などを聞き取りさせていただく予定ですのでご承知おきください

申請から補助金支払の流れ



相談は、随時受け付けております。「こんな取組をしてみたい」、「補助金の申請は初めてで心配」など、お気軽にお問い合わせください。サポートします!!

さらに!

農林水産物等マーケティング活動実践塾のご紹介

市内農林水産物等の自主的販売(対面・インターネット販売等)に取り組む農林漁業者(就業希望者)を対象として、農業者や中小企業への豊富な支援経験を持つ専門家講師を招き、例年全4回の講座を開催しています。(R7年度の実施内容は以下のとおり)

農業者等が自ら販売する取組を促進するために必要なマーケティングの考え方や具体的な手法について学ぶことができます。

○対象者

市内農林漁業者、上越産農林水産物・農林水産加工品を使用、販売する市内事業者など

○R7年度の実施内容

	講座名
第1回	Canvaの使い方講座
第2回	農林水産物の魅力を伝える写真の撮り方講座
第3回	実践型ネット販売講座
第4回	SNS活用法講座

※R8年度の講座内容や日時等については、決まり次第、市ホームページや各種SNS、チラシ等でご案内させていただく予定です。

無料!!



提出先
問合せ先

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市農林水産部農業振興課 販売促進係
TEL 025-520-5751 FAX 025-526-6185
Eメールアドレス nougyouhansoku@city.joetsu.lg.jp